

## 不法国家

JJ1SXA/池

不法国家というより、ドロボー国家と言ったほうが早いかな？お隣り韓国のことだ、日本憎しの反日感情むき出しは、あちら様のことだから、それは置いておいて、日本から盗み出した盗品を返さないという、国際慣例・法令を無視して、裁判所が返さないという判断をする感覚は、正常な国家では無い。

対馬市にある海神神社の国指定の重要文化財「銅造如来立像」と、観音寺の長崎県指定の有形文化財「観世音菩薩坐像」のことである。

他にも、壱岐島の名刹・安国寺から国指定の重要文化財「高麗版大般若経」が盗まれていることが発覚したのは、94年7月23日、翌年の95年3月10日、韓国で、この「大般若経」3巻が国の指定文化財・国宝第284号に指定されている。

「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」により、日韓が合意し1400点ほどの文化財を韓国に引き渡している、文化財問題は解決している筈だ、今回の盗難事件問題は、現代のルールで解決するべきだ。

それが、韓国が主張するような歴史的「盗品」であるなら、それを韓国側が証明し、その後、それを本来の国に返還するかどうかの交渉が始まる、これが国際ルールである、もし、ドロボーに盗ませて、それを国が取り上げる方式で、世界各地に散逸している歴史的な文化財を取り返そうとしても、それは世界には通用しない、とりあえずは、現在の所有者に返還されるべきなのは言うまでもないこと、それが出来無い韓国は、ドロボー国家と言っても過言では無い。

韓国は、靖国神社放火犯を「日韓犯罪人引渡協定」に違反して、中国に帰したが、「日本相手には何をやっても良い」という思い上がりはとんでもない間違いだ。

戦時中徴用被害者の個人請求権の問題で、昨年9月韓国大法院は、個人請求権は消えていないとの判断を示したが、これに基づき高裁に差し戻された裁判の判決があり、三菱重工や新日鉄住金に賠償を命ずる判決が出た。

「日本の国家権力が関わった反人道的不法行為や植民地支配に直結した不法行為に対する請求権が日韓請求権協定の対象に含まれるとみるのは困難で、原告の個人請求権は消滅していない」との結論に基づいている、全く屁理屈だ。

この問題は、国家間の正式合意により締結された「日韓請求権協定」で「財産請求権は完全に最終的に解決済み」の筈、国際慣例、国際法や条約が守れない韓国は、不法国家以外の何ものでも無い。

世界中が日本を嫌い、その中心に正しい自分たちがいるとさえ思っている、民族としての独特の優越意識があるようで、自分達の真の姿が見えないこの国には困ったものだ、連綿と引き継がれる、とんでも無いDNAの成せる技か？

(1, Aug, 2013 記)